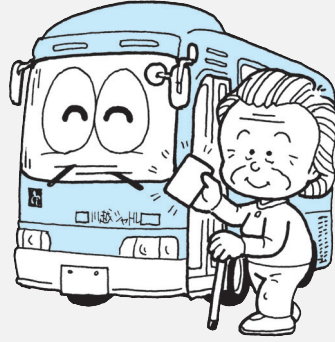


高齢者のための福祉サービス

高齢者いきがい課・TEL224-5809

すべてのサービスは、市内に住所がある方が対象です。

市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付



対象：70歳以上

料金：一乗車につき百円(80歳以上の方は無料)

福寿手帳の交付

老人福祉センター(東後楽会館・西後楽会館)の利用証となる手帳を交付します。

対象：60歳以上

老人福祉センターの利用

東後楽会館(TEL224-3366)・西後楽会館(TEL232-6177)があり、無料で大広間・娯楽室・浴場などが利用できます。

対象：60歳以上(心身障害者)

および母子世帯の方も無料

老人憩いの家の利用

小ヶ谷老人憩いの家(TEL45-8494)・高階北老人憩いの家(TEL248-6565)・川越駅東口老人憩いの家(TEL228-7717)があり、無料で談話室などが利用できます。

対象：60歳以上

要介護高齢者等手当の支給

要介護高齢者と、その介護者に手当を支給します。

対象：65歳以上の要介護高齢者(要介護3〜5。ただし、介護保険施設などに入所している場合を除く)とその介護者(現在、実際に要介護高齢者を毎日介護している)

*入院している場合は、お尋ねください。
支給額：要介護高齢者||月額六千円▼介護者||月額六千五百円

必要書類：要介護高齢者と介護者の預(貯)金口座がわかる物

紙おむつの給付

月額五千円の範囲内で紙おむつを給付します。

対象：65歳以上で在宅の要介護高齢者(要介護1〜5)

で、失禁の状態にあり、排せつの介助が必要な方(貸しおむつ事業との併用はできません)
*申請を受理した翌月から支給。

配食サービス(食の自立支援)

一日一食(昼または夕)、週四食まで、調理された食事を自宅に届けるとともに、安全を確認します。申請後に訪問調査を行い、利用を決定します。

対象：在宅の65歳以上で、次の要件を満たしている方

- ①世帯全員が65歳以上
- ②老衰・心身の障害・傷病により、自分で調理することが困難

費用：一食当たり三百円

*居住地により業者が異なります。

訪問理美容サービス



理・美容師が在宅高齢者の自宅を訪問し、調髪などのサービスを提供します。

対象：在宅の65歳以上で、身体機能の低下や病气などにより、理・美容院へ行くことが困難な方(要支援または要介護)

費用：一回当たり二千円(調髪またはカットのみの場合)

利用回数：年度内四回(申請月により回数が異なります)

家族介護慰労金の支給

要介護4・5の認定を受けている介護保険被保険者を、主として在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

5月8日(金)まで、大正浪漫夢通りの石畳の上には、160mに渡って約300匹のこいのぼりが泳いでいます。通りには、一つ一つ数えるように見ている親子。赤・青・黄など思い思いに色付けしたものや、うろこがハート形をしたものが並び、見ているだけで楽しくなります。おなかいっぱい風を受けたこいのぼりは、小江戸川越の空を「面白そうに」泳いでいるようでした。



かわごえ 散歩道 KAWAGOE シリーズ 279 なかちやう れんじやくちやう [仲町・連雀町]



対象：次の要件をすべて満たしている家族

①要介護4・5と認定された有効期間において、継続して一年間、介護保険のサービス（年通算七日以内の短期入所サービスの利用を除く）および高齢者の医療の確保に関する法律に定める訪問看護を利用していない（連続三か月を超える長期入院があった場合には、入院前後の在宅期間を合わせて一年間とする）

②要介護高齢者および家族のいずれも市民税が非課税

支給額：年間十万円
*要介護高齢者等手当と重複して支給を受けられません。

日常生活用具の給付・貸与



●給付（自動消火器・火災警報器・電磁調理器）

対象：自動消火器・火災警報器 65歳以上で、在宅の要介護高齢者（要介護1～5）および一人暮らしの方▼電

磁調理器 65歳以上で、在宅の一人暮らしの方

費用：生計中心者の所得状況により自己負担あり

●貸与（電話）

対象：平成20年分の所得税が非課税で、65歳以上の一人暮らしの方

必要書類：生計中心者の所得税額を確認できる書類（平成20年分の源泉徴収票または確定申告書の写し）

*貸与（電話）は、基本使用料を市が負担します。

消防局への緊急通報システムの貸与

対象：おおむね65歳以上の一人暮らし（おおむね8時間以上一人になる方を含む）

で、慢性疾患により常時注意を要し、使用できる電話がある方

費用：設置工事は無料（ただし、おおむね8時間以上一人になる方の世帯で、生計中心者の平成20年分の所得税が課税の場合は、一部自己負担あり。また、電話回線の基本料金・通話料金は自己負担）

*申請受理の翌月末に設置します。

生きがい活動支援通所



居住地域により、利用施設を決定します（送迎・給食あり、入浴なし）。

対象：介護保険の対象とならない65歳以上で、家に閉じこもりがちな方

費用：一日六百元
利用回数：週一回

利用施設：総合福祉センター・オアシス▼霞ヶ関東デ

イサービスセンター▼西後楽会館デイサービスセンター

生活管理指導員等派遣

対象：介護保険の対象とならない65歳以上で、日常生活を営むことが困難な方

費用：所得税額により異なる
利用回数：週一回一時間以内

生活管理指導短期宿泊

対象：介護保険の対象とならない65歳以上で、基本的な生活習慣が欠如している方
費用：一日千七百三十円

利用回数：年度内七日
利用施設：養護老人ホーム・やまぶき荘

●寝具乾燥（年度内十回まで）

対象：65歳以上で在宅の要介護高齢者等手当を受給している方のうち、平成20年分の所得税が非課税世帯の方
費用：無料

徘徊高齢者家族支援サービス

「徘徊探知システム」の利用経費の一部を助成します。

対象：65歳以上の徘徊高齢者を居宅で介護している家族
種類：GPS方式
助成額：申込料 全額▼機器の月額使用料 二分の一（限度額二千円）

その他のサービス

詳しくはお尋ねください。

●寝具丸洗事業

●障害者控除対象者認定

●貸しおむつ

●託老事業

要支援または要介護1の認定者が、養護老人ホーム・やまぶき荘で週五日まで、食事・生活管理指導を利用できます。

利用料金：一日千円（家族による送迎が必要です）

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 県道川越北環状線の一部を開通します 道路建設課・TEL224-5989
5月14日(木)、午前11時から、県道片柳川越線から国道254号までの約1.8kmが開通します。
- 川越市都市計画審議会 都市計画課・TEL224-5945
5月11日(月)、午後2時～（受け付けは午後1時40分～）。本庁舎7階第5委員会室。傍聴は、先着5人。当日直接会場。
- 6月1日(月)～7日(日)は、HIV検査普及週間です。この機会にエイズ検査を受けてみませんか 保健予防課・TEL227-5102
- ムギナデシコ祭り 農政課・TEL224-5939
下小坂北谷水田環境保全組合主催。5月9日(土)・10日(日)、午前9時～午後4時。麦ナデシコの郷（下小坂・特別養護老人ホームキングスガーデン周辺）。無料で、花の摘み取り（1人1握り）が楽しめます。
- テレビ受信者支援センター「デジサポ埼玉」（TEL0570-07-0101）がオープンしました 政策企画課・TEL224-5503
受付時間は、月～金曜日が午前9時～午後9時。土・日曜日、祝・休日は午前9時～午後6時。